

福祉だより

No.1スマイル



手をつなぐ育成会・たらめ会
 合同もちつき会

No.1スマイルに掲載する皆さんの笑顔の写真を募集しています。
 社会福祉協議会までお気軽にご連絡ください。

目次

No.1スマイル	1
年頭あいさつ	
生活福祉資金貸付制度のご案内 ...	2
各種報告	3
相談ホットライン	4・5
お知らせ	6・7
随想、心配ごと相談	8

数字で見る田原市の福祉

年少人口とは14歳までの人口のことを指します。田原市の年少人口は9,175人(H21.4.1現在)で、市内人口の13.8%です。10年前の平成12年には16.6%だったのに比べ、大きく減少しています。反対に、65歳以上の人口を老年人口と呼びますが、10年前は18.9%だったのが、今では21.1%に増加しています。

今後もこの傾向が続くことが予想されますが、自分以外の人にも気を配れる優しさの連鎖が広がれば、どの人も幸せな人生を送ることができます。新しい年、ほんの少し他の人にも優しさをおすそ分けしてみたいかがでしょうか。

年頭あいさつ「光陰矢のごとし」

社会福祉法人田原市社会福祉協議会
会長 豊田 慈 證



新年明けましておめでとうございます。

さて、新春を迎えた人々で賑わう街角で、トンチで有名な一休さんが、杖の先に人間の骸骨をぶらさげて呼びかけています。「いつかはこのような姿になるのじゃぞ。心して日々を生きていかれよ。光陰矢のごとしですぞ！」正月早々縁起でもないと気味悪がる人々をものともせず、歩き回ったということです。一休さんが示されたとおり、明日にでもこの世に別れを告げる事になるかも知れません。ならば、今生かされているこの命、何とありがたく、無駄遣いは出来ません。

「今今と 今というに今ぞなく 今というに今ぞ過ぎゆく」

本年も充実した日々を重ねて一年を大切に送りたいものです。

「市社協」も市民の皆様と共に、日々「福祉の輪」を広げてまいりたいと思いますので、より一層のお力添えをお願い申し上げます。

今年も皆様にとって良き一年でありますよう、心からお祈り申し上げ、年頭のごあいさつとさせていただきます。

～ 社協は市民の皆さんのセーフティネット～

生活福祉資金貸付制度のご案内

【生活福祉資金貸付制度】とは、他の資金借入れが困難な

- 低所得世帯
 - 障害者の方が同居している世帯
 - 日常生活に介護等の必要な高齢者の方が同居している世帯
 - 失業等により生計維持が困難となった世帯
- などにご利用いただく貸付制度です。

資金種類	
総合支援資金	失業等により日常生活全般に困難を抱えている世帯に対し、必要な生活費等を貸し付けます。 貸付内容 ⇒ ・生活再建までの間に必要な生活費 ・敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な経費 など
福祉資金	日常生活を送る上で、または自立生活に資するために、一時的に必要であると見込まれる費用を貸し付けます。 貸付内容 ⇒ ・就職、技能習得等の支度に必要な経費 ・福祉用具等の購入に必要な経費 など
教育支援資金	高等学校や大学等に就学するために必要な資金を貸し付けます。
不動産担保型生活資金	一定の住居用不動産を有する高齢者世帯に対し、その不動産を担保として生活費を貸し付けます。
特例つなぎ資金	住居のない離職者に対し、公的資金交付までの間の生活費を貸し付けます。

資金の種類により貸付の条件・限度額が異なりますので、詳しくは田原市社会福祉協議会まで問合せください。(☎23-0610)

「共生のまち」田原市を考える会 フォーラム報告

平成21年12月5日(土)田原文化会館において、障害のある方々が抱える生きづらさの解決について考えることを目的とする、「『共生のまち』田原市を考える会 フォーラム」を開催しました。

基調講演として、NHKアナウンサーの内多勝康さんから、ご自身が携わったドキュメント番組で知り合った障害のある方のエピソードを通じ、地域の協力を得ることや本人の意思を尊重することの大切さを分かりやすくお話しいただきました。

続いて行われたシンポジウムでは、田原市長を始め4名の方にご登壇いただき、それぞれの立場から、障害のある方もない方も共に安心して地域で暮らしていくためには何が必要かお話しいただきました。それらの中では、障害のある方と働くためには個性を重視することが大事であること、地域で支えあうことが共生のあるべき姿であること等の意見が出されました。

このフォーラムには約120名の方にご参加いただきました。改めてお礼申し上げますとともに、お寄せいただいた意見や反省すべき点を踏まえ、今後もみんなが暮らしやすい「共生のまち」が実現するよう、周知・啓発活動を行ってまいりますので、引き続きご支援とご協力をお願いします。

「共生のまち」田原市を考える会 代表 伊藤 淳(社協職員)



愛知県身体障害者福祉大会

平成21年12月6日(日)瀬戸市文化センターにおいて、第49回愛知県身体障害者福祉大会が開催され、身体の障害を克服して自立更生し模範となる方として、以下の方が受賞されました。

- ・愛知県知事表彰 藤江義弘様
- ・愛知県社会福祉協議会顕彰 野口千代子様
- ・愛知県身体障害者福祉団体連合会長表彰 鈴木福三様

大会では国や県に要望する様々な協議議題が選出・決議されると共に、大会スローガンと大会宣言が採択されました。

なお、来年度の大会は、平成22年12月5日(日)に田原市の渥美文化会館で開催が予定されています。



(受賞者の皆さん)

第23回福祉のつどいを終えて

平成21年11月15日(日)第23回福祉のつどい」を田原市総合体育館・文化会館で開催いたしました。

式典では、文化ホールにおいて、6名の方にボランティア功労者として表彰状、また、多額の寄付に対し2個人、3団体に感謝状が贈られました。引き続き学校やボランティア団体の活動発表、そして、今年度は、講師として矢野きよ実さんをお迎えして「よかった、君に逢えて」という演題で自らの出逢い等体験を交えてお話をさせていただきました。

この他にも、各種催しが行われ、盛況に終えることができました。ありがとうございました。



高齢者・障害者の権利擁護と成年後見制度

～福祉サービスと契約～

家族だけで要介護高齢者や障害者を支えることの難しい現代。介護は社会化と質の高さが求められ、福祉サービスの利用は「契約」によってなされるようになりました。多くの高齢者・障害者の方々は、介護保険法や障害者自立支援法の施行により様々な福祉サービスを利用しながら生活していますが、利用する福祉サービスの内容は利用者本人が決めることになったのです。

しかし、加齢や認知症、知的・精神障害が原因となって、自分でものごとを判断することが難しい方々は増加する傾向にあります。そして法的問題として、判断能力が不十分な高齢者・障害者の方々が、どうやって自分でサービスを決めて契約していくのか、という問題が発生しています。

また、消費経済の対象者として、高齢者数の増大は市場における重要なターゲットとして悪質業者による多数の消費者被害を生み出し、その結果、高齢者の財産が侵害されるケースが増えています。そして、在宅で暮らす障害者を狙った悪質業者の勧誘も確認されており、消費者被害のような財産侵害からの予防・回復の問題が発生しています。これらの問題への対応の一つとして成年後見制度があります。

高齢者、障害者の消費者被害や権利侵害、成年後見制度等について相談ください。

“誰もが安心して地域で暮らすために”

田原市成年後見センター権利擁護セミナー

田原市の高齢者・障害者の権利を守るには、市民の皆さんの協力が必要です。地域のネットワークを活かした先進地(兵庫県西宮市)の実践事例等を知ることにより、福祉関係者と市民がそれぞれ担う役割等について学びます。

日 時：平成22年2月12日(金) 14:00～14:30(DVD上映)
14:30～16:00(講演会)

場 所：赤羽根文化会館 文化ホール

演 題：「権利擁護で暮らしを支える～地域をつないだネットワーク～」

講 師：上田 晴男 氏

- ・特定非営利活動法人PASネット理事長 ・全国権利擁護支援ネットワーク運営委員(事務局)
 - ・西宮のしょうがい福祉をすすめるネットワーク代表世話人 ・社会福祉士 ・介護支援専門員
- 入場無料、どなたでもご参加いただけます。

主 催：田原市社会福祉協議会

共 催：田原市、田原市民生児童委員協議会、田原市地域ケア会議、「共生のまち」田原市を考える会

相談・問合せ 田原市社会福祉協議会 田原市成年後見センター ☎23-0610 担当 岩瀬





認知症について一緒に学んでみませんか？

認知症サポーター養成講座のご案内

どなたでも参加できますので、お気軽にお申し込みください。

日時：平成22年2月16日(火) 13:00～14:30

場所：田原市保美町寺西21-10

渥美福祉センター(ライフランド)2階 第一会議室

対象：個人での認知症サポーター養成希望者 先着20名ほど

講師：田原市社会福祉協議会 地域包括支援センター職員

サポーター養成講座終了後、認知症介護者教室(1時間ほど)を開催いたします。

申込み・問合せ先 田原市社会福祉協議会 地域包括支援センター ☎24-0045 担当 仲井



ボランティア保険のご案内

皆様のボランティア活動支援のため、ボランティア活動保険・ボランティア行事用保険の加入を窓口にてお受けしています。田原市社会福祉協議会ボランティアセンターにボランティア登録されている方であればグループ・個人に関わらず加入することができます。万が一の時に備えてご活用下さい。

ボランティア活動保険

ボランティア自身がボランティア活動中にけがをした場合や第三者に損害を与えてしまった場合の事故を補償します。

例えば…(傷害事故)活動中に転んでけがをした、活動に向かう途中で交通事故に遭った、活動中に食べた物で食中毒になった等

(賠償事故)ボランティア活動中に誤って他人にけがをさせた、ボランティア活動中にガラスを割ってしまった等

掛金…基本プラン A250円、B300円、C350円

天災プラン A330円、B380円、C470円

掛金のうち100円分は社会福祉協議会が助成します。

ボランティア行事用保険

ボランティアの関わる行事中の事故において、主催者の責任を補償します。

例えば…行事参加者がけがをした、主催者の責任により食中毒事故が発生した、行事中に主催者がクロークで預かった参加者の持ち物を紛失した等

掛金…A型(宿泊を伴わない行事)1名につき30円

B型(宿泊を伴う行事)1名につき212円～314円 宿泊日数によって異なります

社会福祉協議会からの助成はありません

申込方法

所定の申込書に必要事項を記入のうえ掛金を添えて社会福祉協議会にご提出下さい。

申込み・問合せ先 田原市社会福祉協議会 ボランティアセンター ☎23-0610 担当 松本・宮川



亀の子隊隊員募集 きれいな海を守る活動一緒にしませんか!

毎月1回、原則として第3日曜日に行う西の浜クリーンアップ活動に参加してみませんか。

どなたでも参加できます。親子での参加大歓迎です。また、スナメリ観察会や他団体との交流会なども実施します。

連絡先 環境ボランティアサークル 亀の子隊
携帯 090-9123-7983 FAX:23-0581 E-mail:yoshiharu@kamenoko.org
亀の子隊ホームページ <http://www.kamenoko.org>

『相続110番』～司法書士による電話相談(無料)～



日時 平成22年2月6日(土) 10:00～15:00
電話番号 22-3981(当日限りの受付電話番号ですのでご注意ください)
内容 相続、遺言、成年後見等に関するご相談に司法書士が電話でおこたえします。
主催 愛知県司法書士会豊橋支部 ☎(0532)68-9951

今年の結婚運は、自分で広げる

「婚活イベント」共同プランナー募集

現在、田原市社会福祉協議会では、田原市から委託を受けて「結婚相談事業」に取り組んでいます。

平成22年度には「新企画」として、参加者自らが「企画」をして交流会の「運営」もする取り組みを始めます。応募の期限はありませんので、やる気がある方はぜひご応募ください。

募集対象 田原市内在住の独身男性、田原市内外にお住まいの独身女性
年齢制限 20歳以上40歳未満
内容 「田原市の魅力発見と情報発信」をテーマにグループ単位で、特色ある交流会を企画・運営しながら独身者同士のふれあう機会を創り上げます。
応募先 電話で申込みください。
田原市社会福祉協議会 総務課 岡田 ☎23-0610

あなたのまちのふれあいシルバーサロン



田原南部校区

開催日 毎月第1・3水曜日 9:30～11:30

場所 田原南部市民館

12月のシルバーサロンではお正月飾り用の折鶴を作りました。1枚の紙で扇と鶴を折りあげていくのは少し大変でしたが、完成した作品を手にとると自然と笑顔がこぼれました。



田原中部校区

開催日 毎週月曜日 13:30～15:30

場所 田原中部市民館

中部校区のシルバーサロンは長年通ってきていただいている方も多くいらっしゃいます。近くのお店まで歩いて出かけ忘年会を兼ねた食事会を行ったり、おしゃべりをしながら皆で集まる時間を楽しんでいます。

臨時職員募集コーナー

事務職員 各種文書作成事務、経理事務、福祉センター管理事務等。
パソコン(エクセル、ワード、ホームページ作成等)の操作ができる方。
(常勤職員 2名)

運転手 福祉有償運送車両運転業務。
車椅子のまま乗車できる福祉車両の運転業務を行います。
勤務パターンは、利用状況により異なります。
(非常勤職員 若干名)

結婚相談員 結婚支援事業に熱意を持って取り組むことができる方。
独身男女のお見合いコーディネート、当事者からの相談対応。
(常勤職員 2名)

シルバーサロン指導員

田原市内の各地域にシルバーサロン活動の普及拡大をするための業務を行っていただきます。
具体的には、地域に出かけ高齢者の声をひろいながらシルバーサロンの立ち上げを行う業務です。
(非常勤職員 2名)

募集期間 平成22年1月15日～2月14日



受付・問合せ先 田原市社会福祉協議会 総務課 総務企画係 担当 岡田
田原市赤石二丁目2番地(田原市田原福祉センター内) ☎23-0610

車いす短期貸出事業のお知らせ

社会福祉協議会では、短期間“車いす”を必要とされる方に無料で貸し出しを行っています。けがなどで病院への送迎や、学校・職場での利用、旅行などの外出時だけの利用など幅広くご利用いただいています。

貸出期間:原則1ヶ月以内
貸出にあたって申請が必要です。

福祉機器リサイクル情報

(平成22年1月5日現在)

社会福祉協議会では、福祉機器を譲りたい方と、譲って欲しい方との橋渡しをしています。

譲りたい 浴槽手すり、エアーマットレス、車いす
探しています ギャッジベッド(軽いもの)

紙おむつ等の消耗品や、電動車いす等のバッテリーを
動力源としている機器は取り扱っていません。

申込み先 田原市社会福祉協議会 担当 伊藤

ふくし募金箱新規設置店募集

ふくし募金箱の設置にご協力いただける皆さんを募集しています。ぜひご協力をお願いいたします。



ご寄付ありがとうございました

(平成21年11月3日～平成22年1月5日)

田原市文化協会 田原市民生児童委員協議会
(協)日本イラストレーション協会JMAAプロジェクト
木全一幹 第23回福祉のつどい実行委員会
田原陶友仲間の会 匿名1件 (敬称略)

こんな時、こんなお金を...

- ・お祝い事、ご香典の一部
- ・各種チャリティーバザーの益金
- ・福祉のために役立てようと思った時
- ・商店の開店などの記念行事の一部

所得税や法人税などについて、優遇措置があります。

ふくしクイズ

問題 田原中部校区のふれあいシルバーサロンの開催日は毎週何曜日でしょうか?

月曜日 水曜日 金曜日

ヒント 福祉だより6ページをよくご覧ください。

ハガキに答えと福祉だよりや社会福祉協議会へのご意見、ご感想をお書き添えのうえ、ご応募ください。
抽選で5名の方に図書カードをお送りします。

締切 平成22年2月15日(当日消印有効)

応募先 〒441-3422

田原市赤石2-2 田原市社会福祉協議会

11月号の応募数は24通でした。ご応募ありがとうございました。

随想

長寿の秘訣は恋心

キューバでは百才以上の元気な高齢者が多い。長寿の秘訣をB Sテレビで見ると酒は控えめに、その一方でコーヒーと葉巻、さらに恋心を持つことが長生きのコツという結果が示されていた。

人口千二百二十万人のキューバには百才を超えてる高齢者が三千人いるという。「日本よりも割合が高い」。

中でも平均年齢が高い、中部地方にある都市サンタクララでは百才を超えた五十四人を対象に調査したところ、大酒飲みはなし、その代りコーヒーと葉巻の愛好家が多く、何より老いてなお異性への強いこだわりが際だっていた。

手作業を日常的に行っている人も多く、塩分を控えたバランスの良い食事もしていたという。

私もキューバの男性になりたい。

鈴木俊哉

『心配ごと相談開催スケジュール』

相談無料
秘密厳守

- 1 相談は、すべて予約が必要（2ヶ月以上先の予約はできません）。
- 2 相談時間は、20～30分を目安として下さい。
- 3 開催日によって、対応する相談員が変わりますので、予約の際にご確認下さい。

月	日	時間	開催場所	弁護士	司法書士	土地家屋調査士	民生委員	人権擁護委員	行政相談委員	障害者相談員	女性相談員	家庭相談員	母子自立支援員
1	19(火)	13:30～16:00	渥美										
	20(水)	13:00～16:00	田原										
	28(木)	13:00～16:00	田原	愛知県巡回法律相談									
2	2(火)	13:30～16:00	渥美										
	3(水)	13:00～16:00	田原										
	10(水)	13:00～16:00	赤羽根										
	16(火)	13:30～16:00	渥美										
	17(水)	13:00～16:00	田原										
	25(木)	13:00～16:00	田原	愛知県巡回法律相談									
3	2(火)	13:30～16:00	渥美										
	3(水)	13:00～16:00	田原										
	16(火)	13:30～16:00	渥美										
	17(水)	13:00～16:00	田原										
	25(木)	13:00～16:00	田原	愛知県巡回法律相談									

赤羽根福祉センターでの行政相談をご希望の方は、赤羽根福祉センター ☎45-3499へご連絡ください。

開催場所、予約申込先

田原福祉センター 社会福祉協議会内 ☎23-0610

渥美福祉センター(ライフランド)社会福祉協議会内 ☎33-0279

消費生活相談室

訪問販売や契約トラブル、悪質商法など、生活する中で困ったことがありましたら、お気軽にご相談ください。

日時 毎週金曜日 10:00～12:00 場所 田原福祉センター及びあつみライフランド

相談料 無料

問合せ 田原市役所商工観光課 ☎23-3516

福祉だよりの一部は社協会員の皆さんの会費によって作成されています。

編集・発行



社会福祉法人 田原市社会福祉協議会

田原市赤石二丁目2番地

☎ 23-0610 FAX 23-3970

E-mail info@tahara-shakyo.or.jp